平成１９年（フ）第２３５号
島根県松江市学園１丁目５番14号
破産者　株式会社ケミカルクリーンサービス
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１０号
札幌市東区伏古２条４丁目２番４号　コーポ24―１階、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区新琴似７条11丁目２番13―２号
破産者　株式会社アンブレーム
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９８号
札幌市東区北18条東８丁目１番２号
破産者　株式会社インプラス
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０６号
青森県むつ市下北町５番45号
破産者　有限会社東北デザイン
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３８７号
群馬県高崎市飯塚町1501番地２
破産者　株式会社富士設備
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１５２号
群馬県高崎市井野町886番地の１
破産者　有限会社林田工業
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１５４号
群馬県高崎市福島町727番地７
破産者　株式会社Ｔ・Ｓテック
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１８０号
群馬県高崎市箕郷町下芝449番地４
破産者　株式会社Ｍ・Ｒ・Ｓ
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１８１号
神奈川県相模原市相生３丁目２番17号
破産者　有限会社ビットワーク
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成１８年（フ）第１５９号
富山市北二ツ屋８番地
破産者　株式会社大世テク乃
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６号
京都府与謝郡与謝野町字金屋1730番地
破産者　株式会社リフレッシュ丹後
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３１８０号
福岡市西区大字吉武333番地３、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市下大利５丁目１番23号
破産者　井手　　淳
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６８８号
静岡県藤枝市青葉町５丁目12番37号　青葉荘10号、旧住所静岡県藤枝市茶町１丁目11番２号
破産者　山嵜みち代
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４２５号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目11番10―202号真栄荘
破産者　眞境名武雄
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６号
宮城県栗原市若柳有賀字太子18番地４
破産者　小野寺和之
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
静岡県静岡市清水区長崎1072番地の１　パティオ21―１―Ａ
破産者　築野　　晋
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１３８０号
福岡県筑紫野市岡田２丁目57番地35
破産者　佐野　新次
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５１５号
愛知県知立市西町亀池37番地　ＯＭビル207号、住民票上の住所沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄263番地２
破産者　宮國　勝好
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第１７０６号
仙台市泉区歩坂町48番16号
破産者　西城　あや
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
仙台市泉区松森字明神43番地の26
破産者　大友　　仁
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係